

第 4 3 号議案

専 決 処 分 に つ い て

令和 3 年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について、令和 4 年 3 月 31 日付けで専決処分したので報告し、承認を求める。

令和 4 年 6 月 2 日提出

新宮町長 長 崎 武 利

理 由

令和 3 年度の国民健康保険税等が確定したことにより、令和 3 年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）を地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものである。

専決第4号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、
令和3年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算を別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

新宮町長 長崎武利

令和３年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算

令和３年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算（第５号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第１条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ９，６４３千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２，５０８，０２９千円とする。
- ２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和４年３月３１日提出

新宮町長 長 崎 武 利

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	国民健康保険税	529,144	33,213	562,357
	1 国民健康保険税	529,144	33,213	562,357
2	使用料及び手数料	150	169	319
	1 手数料	150	169	319
3	国庫支出金	1	951	952
	1 国庫補助金	1	951	952
4	県支出金	1,709,699	7,405	1,717,104
	1 県補助金	1,709,699	7,405	1,717,104
5	繰入金	242,532	△52,542	189,990
	1 他会計繰入金	242,532	△52,542	189,990
7	諸収入	3,697	1,161	4,858
	1 延滞金加算金及び過料	1,801	2,058	3,859
	2 雑入	1,896	△897	999
歳 入 合 計		2,517,672	△9,643	2,508,029

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	43,671	△1,669	42,002
	1 総務管理費	43,365	△1,669	41,696
2	保険給付費	1,695,443	△1,262	1,694,181
	1 療養諸費	1,473,232	△565	1,472,667
	2 高額療養費	208,444	△136	208,308
	3 移送費	60	△60	0
	4 出産育児諸費	12,607	△31	12,576
	5 葬祭諸費	900	△270	630
	6 傷病手当金	200	△200	0
3	国民健康保険事業費納付金	713,634	0	713,634
	1 医療費給付費分	510,346	0	510,346
	2 後期高齢者支援金等分	152,479	0	152,479
	3 介護納付金分	50,809	0	50,809
5	保健事業費	21,318	△4,812	16,506
	1 特定健康診査等事業費	21,129	△4,812	16,317
	2 保健事業費	189	0	189
6	諸支出金	38,605	△1,900	36,705
	1 償還金及び還付加算金	38,605	△1,900	36,705
歳 出 合 計		2,517,672	△9,643	2,508,029

1 総括
(歳入)

歲入合計	2,517,672	△9,643	2,508,029
------	-----------	--------	-----------

[illegible]

2	歳入	
1	款 国民健康保険税	33,213千円
	1 項 国民健康保険税	33,213千円

目	補正前の額	補 正 額	計
1 一般被保険者国民健康保険税	千円 529,004	千円 33,213	千円 562,217
計	529,144	33,213	562,357

2	款 使用料及び手数料	169千円
	1 項 手数料	169千円

1 督促手数料	150	169	319
計	150	169	319

3	款 国庫支出金	951千円
	1 項 国庫補助金	951千円

1 災害臨時特例補助金	1	951	952
-------------	---	-----	-----

節		説 明
区 分	金 額	
1 医療給付費分 現年課税分	千円 22,890	医療給付費分現年課税分 千円 22,890
2 医療給付費分 滞納繰越分	△696	医療給付費分滞納繰越分 △696
3 後期高齢者支 援金分現年課 税分	6,991	後期高齢者支援金分現年課税分 6,991
4 後期高齢者支 援金分滞納繰 越分	1,498	後期高齢者支援金分滞納繰越分 1,498
5 介護納付金分 現年課税分	2,267	介護納付金分現年課税分 2,267
6 介護納付金分 滞納繰越分	263	介護納付金分滞納繰越分 263

1 督促手数料	169	督促手数料	169

1 災害臨時特例 補助金	951	災害臨時特例補助金	951
-----------------	-----	-----------	-----

3 款 国庫支出金951千円

1 項 国庫補助金951千円

目	補正前の額	補 正 額	計
計	千円 1	千円 951	千円 952

4 款 県支出金7,405千円

1 項 県補助金7,405千円

1 保険給付費等交付金	1,709,699	7,405	1,717,104
計	1,709,699	7,405	1,717,104

5 款 繰入金△52,542千円

1 項 他会計繰入金△52,542千円

1 一般会計繰入金	242,532	△52,542	189,990
計	242,532	△52,542	189,990

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円

1 普通交付金	△10,589	普通交付金△10,589
2 特別交付金	17,994	特別交付金17,994

1 保険基盤安定繰入金	3,150	保険基盤安定繰入金3,150
2 職員給与費等繰入金	△1,669	職員給与費等繰入金△1,669
3 出産育児一時金等繰入金	△21	出産育児一時金等繰入金△21
4 財政安定化支援事業繰入金	△217	財政安定化支援事業繰入金△217
5 その他一般会計繰入金	△53,785	その他一般会計繰入金△53,785

7 款 諸収入1, 161千円

1 項 延滞金加算金及び過料2, 058千円

目	補正前の額	補 正 額	計
1 一般被保険者延滞金	千円 1, 800	千円 2, 058	千円 3, 858
計	1, 801	2, 058	3, 859

7 款 諸収入1, 161千円

2 項 雑入△897千円

1 雑入	1, 896	△897	999
計	1, 896	△897	999

節		説 明
区 分	金 額	
1 一般被保険者延滞金	千円 2, 058	一般被保険者延滞金 千円 2, 058

1 雑入	△897	雑入 △897

3	歳	出	
1	款	総務費	△1,669千円
1	項	総務管理費	△1,669千円

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	千円 41,923	千円 △1,600	千円 40,323	千円	千円	千円 △1,600	千円
2 連合会負担金	1,442	△69	1,373			△69	
計	43,365	△1,669	41,696	0	0	△1,669	0

2	款	保険給付費	△1,262千円
1	項	療養諸費	△565千円

1 一般被保険者療養給付費	1,446,687	0	1,446,687	△12,074			12,074
2 退職被保険者等療養給付費	100	△100	0	△100			
3 一般被保険者療養費	22,925	△336	22,589	2,117			△2,453
4 退職被保険者等療養費	50	△50	0	△50			
5 審査支払手数料	3,470	△79	3,391				△79
計	1,473,232	△565	1,472,667	△10,107	0	0	9,542

節		説 明
区 分	金 額	
10 需用費	千円 △137	千円 消耗品費 △78 印刷製本費 △59
11 役務費	△73	郵便料金 △73
12 委託料	△1,390	第三者求償事務委託料 △61 国保診療報酬明細書点検委託料 △1,329
18 負担金補助及び交付金	△69	糟屋支部連合会負担金 △69

		財源更正
18 負担金補助及び交付金	△100	退職被保険者等療養給付費負担金 △100
18 負担金補助及び交付金	△336	一般被保険者療養費負担金 △336
18 負担金補助及び交付金	△50	退職被保険者等療養費負担金 △50
18 負担金補助及び交付金	△79	療養給付費及び療養費審査支払手数料負担金 △79

2 款 保険給付費

2 項 高額療養費

△1,262千円

△136千円

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般被保険者高額療養費	千円 208,194	千円 0	千円 208,194	千円 △285	千円	千円	千円 285
2 退職被保険者等高額療養費	100	△100	0	△100			
3 一般被保険者高額介護合算療養費	150	△36	114	△37			1
計	208,444	△136	208,308	△422	0	0	286

節		説明
区 分	金 額	
	千円	千円 財源更正
18 負担金補助及び交付金	△100	退職被保険者等高額療養費負担金 △100
18 負担金補助及び交付金	△36	一般被保険者高額介護合算療養費負担金 △36

2 款 保険給付費

3 項 移送費

△1,262千円

△60千円

1 一般被保険者移送費	30	△30	0	△30			
2 退職被保険者等移送費	30	△30	0	△30			
計	60	△60	0	△60	0	0	0

18 負担金補助及び交付金	△30	一般被保険者移送費補助金 △30
18 負担金補助及び交付金	△30	退職被保険者等移送費補助金 △30

2 款 保険給付費

4 項 出産育児諸費

△1,262千円

△31千円

1 出産育児一時金	12,607	△31	12,576			△21	△10
計	12,607	△31	12,576	0	0	△21	△10

18 負担金補助及び交付金	△31	出産育児一時金補助金 △31

2 款 保険給付費

5 項 葬祭諸費

△1,262千円

△270千円

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 葬祭費	千円 900	千円 △270	千円 630	千円	千円	千円	千円 △270
計	900	△270	630	0	0	0	△270

2 款 保険給付費

6 項 傷病手当金

△1,262千円

△200千円

1 傷病手当金	200	△200	0	△200			
計	200	△200	0	△200	0	0	0

3 款 国民健康保険事業費納付金

1 項 医療費給付費分

0千円

0千円

1 一般被保険者医療給付費分	509,770	0	509,770	14,822			△14,822
2 退職被保険者等医療給付費分	576	0	576	16			△16
計	510,346	0	510,346	14,838	0	0	△14,838

3 款 国民健康保険事業費納付金

2 項 後期高齢者支援金等分

0千円

0千円

1 一般被保険者後期高齢者支援金等分	152,383	0	152,383	4,709			△4,709
--------------------	---------	---	---------	-------	--	--	--------

節		説明
区 分	金 額	
18 負担金補助及び交付金	千円 △270	葬祭費補助金 千円 △270

18 負担金補助及び交付金	△200	傷病手当金 △200

		財源更正
		財源更正

		財源更正
--	--	------

3 款 国民健康保険事業費納付金0千円

2 項 後期高齢者支援金等分0千円

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 退職被保険者等後期高齢者支援金等分	千円 96	千円 0	千円 96	千円 2	千円	千円	千円 △2
計	152, 479	0	152, 479	4, 711	0	0	△4, 711

3 款 国民健康保険事業費納付金0千円

3 項 介護納付金分0千円

1 介護納付金分	50, 809	0	50, 809	1, 592			△1, 592
計	50, 809	0	50, 809	1, 592	0	0	△1, 592

5 款 保健事業費△4, 812千円

1 項 特定健康診査等事業費△4, 812千円

1 特定健康診査等事業費	21, 129	△4, 812	16, 317	△2, 013			△2, 799
計	21, 129	△4, 812	16, 317	△2, 013	0	0	△2, 799

5 款 保健事業費△4, 812千円

2 項 保健事業費0千円

1 保健事業費	189	0	189	17			△17
---------	-----	---	-----	----	--	--	-----

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	財源更正千円

		財源更正

7 報償費	△120	ハイリスク保健指導報償費△120
8 旅費	△43	普通旅費△43
12 委託料	△4, 649	特定健康診査委託料△3, 596 特定保健指導委託料△683 特定健診未受診者医療情報収集事務委託料△160 受診勧奨事業委託料△210

		財源更正
--	--	------

5 款 保健事業費

2 項 保健事業費

△4,812千円

0千円

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
計	千円 189	千円 0	千円 189	千円 17	千円 0	千円 0	千円 △17

6 款 諸支出金

1 項 償還金及び還付加算金

△1,900千円

△1,900千円

1 一般被保険者保険税還付金	2,500	△1,800	700				△1,800
2 退職被保険者等保険税還付金	100	△100	0				△100
計	38,605	△1,900	36,705	0	0	0	△1,900

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円

22 償還金利子及び割引料	△1,800	一般被保険者国民健康保険税還付金	△1,800
22 償還金利子及び割引料	△100	退職被保険者等国民健康保険税還付金	△100